

コンクリートブロック積（空積）擁壁における壁体重量検査の簡素化について

令和元年11月14日決裁

コンクリートブロック積（空積）擁壁の選定に当たっては、設計図書で定める壁体重量を満足することを条件の一つとし、監督職員から事前に承認を得ることとしています。

監督職員は、壁体重量を満足することを立会等により確認することとしていますが、今後は、壁体重量を満足していることが他の工事での実績により確認できる場合は立会等を省略することができることとします。

1 概要

監督職員は、受注者から発議された「壁体重量検査実績報告書」（以下「報告書」という。）を承諾することで、立会等による壁体重量検査を省略できることとします。

2 書類確認方法

監督職員は、受注者から発議された報告書について、次の条件を全て満たすことを確認します。

- (1) 報告書の「コンクリートブロック仕様」と当該工事で使用するコンクリートブロックの仕様が同一であること
- (2) 報告書の「中詰材仕様」と当該工事で使用する中詰材の仕様が同一であること
- (3) 報告書の工事が広島県北部建設事務所又は三次市発注工事であること
- (4) 発議のあった日が、壁体重量検査の確認日から1年以内であること
- (5) 壁体重量の実測値が設計値以上であること及び確認日が写真等により確認できること

4 承諾事務手続きの流れ

受注者は、協議書により発議を行うこととする。

（協議書への記載例）

別紙「壁体重量検査実績報告書」により、壁体重量検査の省略を承諾してください。

監督職員は、提出を受けた「壁体重量検査実績報告書」を確認し承諾することとする。

5 留意事項

- (1) 当該工事で使用する製品の外観検査及び品質規格証明書等は実績資料により代えることはできないため、受注者は最新のものにより承諾を受けること。
- (2) 当該工事の受注者と報告書の受注者が同一である必要はない。

6 適用期間

決裁日以降に実績により確認できる工事から適用し、適用期間は平成30年7月豪雨に係る復旧事業の期間とする。